

# ロボコネクトサービス利用規約

実施：平成28年9月1日（最終改定：令和6年3月18日）

## 目次

### 第1章 総則

第1条 本規約の適用	3
第2条 本規約の変更	3
第3条 用語の定義	3

### 第2章 本サービスの提供

第4条 本サービスの提供範囲	4
第5条 本サービスの提供区域	4

### 第3章 契約

第6条 最低利用期間	4
第7条 契約申込の方法	5
第8条 契約申込の承諾	5
第9条 契約申込内容の変更	5
第10条 契約者の地位の譲渡	6
第11条 契約者が行う本サービスサービス契約の解除	6
第12条 当社が行う本サービス契約の解除	6
第13条 契約者の地位の承継	6
第14条 契約者の氏名等の変更の届出	7

### 第4章 禁止行為

第15条 著作権等	7
-----------	---

### 第5章 利用中止等

第16条 利用中止	8
第17条 利用停止	8
第18条 本サービス提供の終了	9

### 第6章 料金等

第19条 料金	9
第20条 利用料金の支払義務	9
第21条 譲渡の手続きに関する料金の支払義務	10
第22条 割増金	10
第23条 延滞利息	10
第24条 料金の計算等	11
第25条 端数処理	11
第26条 料金等の支払い	11

第27条	料金の一括後払い	11
第28条	消費税相当額の加算	11
第29条	料金の臨時減免	12
第7章 損害賠償		
第30条	責任の制限	12
第31条	免責	12
第8章 個人情報の取扱い		
第32条	個人情報の取扱い	14
第9章 保守		
第33条	契約者の切分責任	14
第10章 雑則		
第34条	承諾の限界	14
第35条	利用に係る契約者の義務	14
第36条	法令に規定する事項	15
第37条	準拠法	15
第38条	紛争の解決	15
第39条	債権の譲渡	15
第40条	反社会的勢力の排除	15
附則		17
別紙1	本サービスで提供する機能・提供条件等	18
別紙2	料金表	20
別紙3	当社が別に定めることとしている事項	21
別紙4	個人情報、プライバシー情報の取扱い	23

## 第1章 総則

### (本規約の適用)

第1条 東日本電信電話株式会社（以下「当社」といいます。）は、このロボコネクトサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりロボコネクトサービス（サービスを構成するものは別紙1に規定する基本プラン、対話回数追加オプションとし、以下「本サービス」といいます。）を提供します。

ただし、別段の合意がある場合には、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

### (本規約の変更)

第2条 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、前項の変更を行う場合は、本規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、以下のいずれかの方法によって前項の周知をしたときは、当該周知を電気通信事業法に基づく契約者への説明方法とすることについて了解していただきます。

- ① 当社ホームページにおける掲載
- ② 電子メールの送信
- ③ CD-ROM等の記録媒体の交付
- ④ ダイレクトメール等の広告への表示

### (用語の定義)

第3条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 端末設備	電気通信設備であって、本サービスを利用するために契約者が設置するコミュニケーションロボット端末
3 サーバ	電気通信設備のうち当社または当社の委託会社等が管理するサーバシステム
4 ロボコネクトサービス（本サービス）	サーバその他の電気通信設備を用いて提供する別紙1に規定するサービス
5 ロボコネクトサービス契約（本サービス契約）	当社から本サービスの提供を受けるための契約

6 契約者	当社と本サービス契約を締結している1の自然人、法人又は団体等
7 ログインID	当社が契約者に対して本サービス契約を単位として発行する識別番号等
8 ライセンス	当社が契約者に対してログインIDを単位として1または複数発行する別紙1に記載の基本プランの利用単位
9 ロボコネクトサービス取扱所（本サービス取扱所）	本サービスに関する業務を行う当社又は当社の契約事務委託先の事務所
10 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
11 インターネット接続回線	インターネットに接続するための通信回線
12 Wi-Fi（ワイファイ）	業界団体（Wi-Fi Alliance）によって定められた、APやスマートフォンやタブレット、ノートPC等の、契約者が準備し利用するWi-Fi規格に対応した端末を相互に無線で通信するための規格
13 端末	スマートフォン、タブレットおよびノートPC等の、契約者が準備し、利用する端末

## 第2章 本サービスの提供

（本サービスの提供範囲）

第4条 当社は、契約者に対し、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）に定める基本プランを提供します。また、契約者から申込があったときは、別紙1（本サービスで提供する機能・提供条件）に定める対話回数追加オプションを提供します。

2 当社は、令和7年4月30日をもって、本サービスの提供を終了します。

（本サービスの提供区域）

第5条 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

## 第3章 契約

（最低利用期間）

第6条 ライセンスごとに定めるものとし、具体的には別紙2に定める期間を最低利用期間とします。

(契約申込の方法)

第7条 本サービス契約を申し込もうとする者は、本サービスの申込に際して、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を申込みの内容として当社所定の手続きに従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) ライセンスの数
- (5) オプションの数
- (6) その他本サービスの提供に必要となる事項

2 本サービスは令和6年3月25日をもって申し込みの受付を終了します。令和6年3年26日以降、本サービスの申し込みをすることはできません。

(契約等申込の承諾)

第8条 当社は、本サービスの申込があった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面等をもって契約者に通知します。当該書面の発行をもって本サービス契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付（申込日）から本サービス契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができますものとし。なお、別紙1に定める「基本プラン」については、基本プランの申込を行った者が、その利用を開始するためにライセンス適用の登録作業を当社が提供する専用サイトにより行い、当社がライセンス適用を行った時点で、本サービス契約の申込みを承諾したものとします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービス契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他の料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 申込の際に虚偽の事項を申告したとき。
- (4) 第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務遂行上著しい支障があるとき。
- (6) 当社が、本サービス契約の申込みをした者が第40条に規定する反社会的勢力であると判断したとき。

3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

(契約申込内容の変更)

第9条 契約者は、第7条（契約申込の方法）に定める事項の変更を請求することができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者の地位の譲渡）

第10条 本サービス契約にかかる契約者の地位の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 本サービス契約にかかる契約者の地位の譲渡の承認を受けようとするときは、契約者と譲受人とが連署した当社所定の書面を本サービス取扱所に提出していただきます。

3 当社は、前項の規定により本サービス契約にかかる契約者の地位の譲渡の承認を求められたときは、第8条（契約申込の承諾）に準じて取り扱います。

4 当社が本サービス契約にかかる契約者の地位の譲渡を承認したときは、譲受人は、譲渡日以前から契約者が有している本サービス契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

5 当社は、当社が本サービス契約にかかる契約者の地位の譲渡を承認したときは、本サービスにより当社が設置するサーバに蓄積されている本サービス契約における契約者のデータ等を譲受人に引き継ぎます。但し、これに伴い契約者又は譲受人等に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負いません。

（契約者が行う本サービス契約の解除）

第11条 契約者は、端末設備を譲渡又は利用を中止した場合など本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 当社は、前項の規定により申し出た解約希望日をもって本サービスの解約日とします。ただし、契約者が申し出た解約希望日が、当社に当該申出が到達する日の前日までの日付である場合には、当該到達日を解約日とします。

（当社が行う本サービス契約の解除）

第12条 当社は、第17条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第17条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本サービス契約を解除することがあります。

3 当社は、本条第2項の規定により、本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 当社は、第18条（本サービス提供の終了）の規定に該当する場合に、本サービス契約を解除することがあります。

（契約者の地位の承継）

第13条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出て頂きます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 本条第1項又は第2項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第14条 契約者は、契約者名義、契約者住所、連絡先電話番号その他の第7条（契約申込の方法）で規定する事項に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている名義及び住所その他の場所への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

## 第4章 禁止行為

(著作権等)

第15条 当社が、本サービスを提供するにあたって、契約者に提供する一切の物品（本規約、ホームページ、各種アプリケーション及び取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権、著作者人格権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の知的所有権その他の権利は、特段の定めのない限り、当社又は本サービスの提供に関わる委託会社等に帰属するものとします。

2 契約者は、前項に定める物品を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 当社が提供する各種アプリケーションの複製、改変又は編集等を行わないこと。また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は本サービスの提供に関わる委託会社等が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

3 契約者は、当社が提供する本サービスを利用し、他人の著作権その他の権利を侵害する

行為、及び公序良俗に反する等として当社が別紙3に定める行為をしてはならないものとします。

## 第5章 利用中止等

### (利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 本サービスの提供に関わる電気通信設備その他の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 本サービスの提供に関わる委託会社等がその事業を休止し、又はその他当社の責によらない理由によりその委託会社等が当社に対する債務を履行しないことにより、本サービスを提供することが困難となったとき。

(3) その他、当社が本サービスの利用を中止することが望ましいと判断したとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、電子メール等による通知もしくは当社が指定するホームページにより周知を行うものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 本サービスの利用を中止したことに伴い発生する損害については、当社は一切の責任を負いません。

### (利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（本サービスに係る料金その他の債務（本規約の規定により、支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等その他の債務をいいます。以下本条において同様とします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第39条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。

(2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していたほかのサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、当社が請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします）。

(3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4) 第15条（著作権等）の規定に違反したとき。

(5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、訪問の要請等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき。

(6) 前各号のほか、当社の業務の遂行又は本サービスの提供に関わる電気通信設備その

他の設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 当社に損害を与えたとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービスの利用停止をしたことに伴い発生する損害については、当社は一切の責任を負いません。

(本サービスの提供の終了)

第18条 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本サービス契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本サービス契約の解除日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 料金等

(料金)

第19条 本サービスに係る料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、当社が別紙2に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

第20条 契約者は、当社が、本サービスの提供を開始した日を含む翌月から起算して、本サービス契約の解除があった日を含む月までの期間について、1のライセンスまたは1のオプション毎に、別紙2に定める利用料金の支払を要します。

なお、本サービスの提供を開始した日を含む当該月に、1回以上のライセンスの変更、または1回以上のオプションの変更があった場合は、当該月分の利用料金の支払を要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払は次によります。

(1) 利用停止があったときは、契約者はその期間中の利用料金の支払を要します。

(2) 端末設備の利用を中止している場合、端末設備を譲渡した場合、端末設備を修理に出しており契約者の手元に端末設備がない場合でも、契約者はその期間中における利用料金の支払を要します。

(3) 前号の規定によるほか、契約者は次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払を要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失により本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する本サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（譲渡の手続きに関する料金の支払義務）

第21条 契約者が第10条（契約者の地位の譲渡）により本サービス契約に係る地位の譲渡の申請をなし、当社が承諾をしたときは、契約者は別紙2に定める手続きに関する料金の支払いを要します。

（割増金）

第22条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払うものとします。

（延滞利息）

第23条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過しても支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあつた場合は、この限りではありません。

2 第39条（債権の譲渡）に規定する当社が別に定める場合に該当するときは、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

（注）当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

（料金の計算等）

第24条 当社は、本サービスの利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 契約者は、当社が契約者に対して請求する料金の額が本規約に定める料金額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金（当社が請求した料金と当社が別紙2に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

（端数処理）

第25条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（料金等の支払い）

第26条 契約者は、料金その他の債務について、当社の請求に基づき、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うものとします。なお、支払い手数料は契約者が負担するものとします。

2 契約者は、料金その他の債務について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。

（料金の一括後払い）

第27条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（消費税相当額の加算）

第28条 第20条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により支払いを要するものとされている額は、当社が別紙2に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを有することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

（料金の臨時減免）

第29条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、インターネットの利用その他の当社が適切と判断する方法により周知します。

## 第7章 損害賠償

### (責任の制限)

第30条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。

(1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害

(2) 当社の責めに帰することのできない事由から生じた損害

(3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害

(4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害

3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、サーバその他の電気通信設備及び設備に蓄積されたデータが滅失、毀損、漏洩したことにより発生する損害については、責任を負いません。

5 当社は、第31条第1項の規定により、現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去したことに伴い発生する損害及びサイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、当社の責によらない事由により発生したいかなる損害についても、責任を負いません。

### (免責)

第31条 当社は、次のいずれかに該当する場合は、サーバに現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去することがあります。

- (1) 本サービスの提供に関わる電気通信設備その他の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
  - (2) サーバに蓄積されているデータが他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると当社が判断したとき。
  - (3) 通信の伝送交換に妨害を与えている又は与えるおそれのあるデータがサーバに蓄積されていることを知ったとき。
- 2 当社は、第1項の規定により現に蓄積されているデータの伝送を停止し、又はデータを消去する場合は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
  - 3 当社は、サーバに蓄積されているデータについてバックアップを取る義務を負いません。また、当社は、サーバに蓄積されているデータが毀損または消失等しないことを保障するものではありません。
  - 4 当社は、本サービスのご利用及びご利用の結果について、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、何らの保証もしませんし、いかなる責任も負いません。
  - 5 契約者は、契約者以外の第三者に本サービスを利用させたこと（当該第三者に本サービスの利用意思があるかどうかは問わず事実上利用することとなる場合を含みます。当該第三者につき以下「他利用者」といいます。）によって生じた損害すべてについて責任・負担するものとし、当社に対して何らの責任・負担も求めないものとします。
  - 6 契約者は、本サービスの利用に関して生じた他利用者その他の第三者との間の紛争に関して自らの責任・負担をもって解決・対応し、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社に何らの責任・負担も求めないものとします。
  - 7 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
  - 8 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
  - 9 オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、契約者のユーザID又はパスワードで実行された操作は、契約者による操作であるとみなし、これに伴い生じる契約者の損害について、当社は第30条（責任の制限）第1項及び第3項に規定する場合を除き責任を負いません。
  - 10 契約者の本サービス利用環境や端末等の設定によっては、本サービスの一部を利用できない場合があります。
  - 11 本サービスに含まれるコミュニケーション機能は、契約者及び他利用者との対話を完璧に果たすことを保証するものではありません。
  - 12 本サービスに含まれる遠隔対話機能は、利用環境によって、会話の品質や画像の乱れが生じる場合があります。また、遠隔対話中はコミュニケーション機能及びカメラ撮影機能、プレゼンテーション機能は利用することができません。

- 1 3 カメラマン機能で撮影した写真には、あらかじめ保存できる枚数に限界があり、容量を超えると、保存した写真データが自動で削除されたり、またはカメラマン機能での撮影を実施できない場合があります。
- 1 4 本サービスに含まれるプレゼンテーション機能は、利用環境によって、動作の乱れや、正常な動作が実施できない場合があります。また、プレゼンテーション機能利用中は、コミュニケーション機能及びカメラ撮影機能、遠隔対話機能は利用することができません。
- 1 5 契約者においてサイバーテロ（コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。

## 第8章 個人情報の取扱い

(個人情報、プライバシー情報の取扱い)

第32条 当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報、プライバシー情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うほか、別紙4に定める規約の定めに基づき取り扱うものとします。なお、当該規約と、当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、当該規約の定めが優先して適用されるものとします。

## 第9章 保守

(契約者の切分責任)

第33条 契約者は、本サービスを利用することができなくなったときは、端末設備に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は本サービス取扱所において当社設備の試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

## 第10章 雑則

(承諾の限界)

第34条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第35条 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

(1) インターネット接続回線その他のインターネットに接続ないし利用できる環境を自

ら用意すること

(2) Wi-Fiその他の無線LANにおいて、第三者による情報の改ざん、なりすましなどを防止するためのセキュリティ機能（通信の暗号化など）の設定を自ら行うこと

(3) 本サービスのライセンス適用設定を自ら行うこと

2 契約者は、他利用者に本サービスを利用させる場合には、他利用者に本規約並びに当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「ロボコネクトサービスプライバシーポリシー」を確認・同意のうえ利用させなければなりません。

3 契約者は、他利用者から本規約並びに当社が別に定める「プライバシーポリシー」及び「ロボコネクトサービスプライバシーポリシー」等、本サービスに係る契約内容等（個人情報及びプライバシー情報の取扱い等を含みますが、これに限りません。）の提供・開示の請求を受けた際には、ただちにこれに応じなければなりません。

(法令に規定する事項)

第36条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法)

第37条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

(紛争の解決)

第38条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について疑義等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(債権の譲渡)

第39条 契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別紙3（当社が別に定めることとしている事項）において別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、別紙3（当社が別に定めることとする事項）において別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第40条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること

- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本サービス契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本サービス契約を解除することができます。

- (1) 第1項に違反したとき
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
  - ①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為
  - ②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
  - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除した場合、契約者に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

附則（平成28年8月30日東ビ開3未開第16-00029号）

（実施期日）

この利用規約は、平成28年9月1日から実施します。

附則（平成29年12月20日東ビ開3Iサ第17-00267号）

（実施期日）

この改正規定は、平成29年12月22日から実施します。

附則（令和元年9月13日 東ビ開2ビ企第19-00070号）

（実施期日）

この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

附則（令和2年1月29日 東ビ開2ビ企第19-00137号）

（実施期日）

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附則（令和4年6月9日 東ビ開2ビ企第22-00018号）

（実施期日）

この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

附則（令和6年3月15日 東開無5000200000340-01号）

（実施期日）

この改正規定は、令和6年3月18日から実施します。

## 別紙1 本サービスで提供する機能・提供条件

### 1. サービス概要

本サービスは、端末設備を Wi-Fi 等をもってインターネットに接続し、クラウド上のサーバのアプリケーションを用いることにより、会話をしたり、写真撮影をしたりすることができるサービスです。

※端末設備に対する発話内容等はロボットを通じてサーバに送信され、サーバにて処理・蓄積等されます(端末設備にて処理・蓄積等されるわけではありません。) のでご注意ください。

### 2. 機能・サービス内容

別紙2 (料金表) で規定する基本プラン、対話回数追加オプションで提供する機能

提供機能	内容
コミュニケーション機能	端末設備・サーバを通じて会話をすることができます。たとえば、「おはよう」「今日の天気は?」「しりとりしよう」といったおしゃべりができます。また、オリジナルシナリオ設定や、スケジュール設定もご利用いただけます。
カメラ撮影機能	端末設備への呼びかけで、端末設備に搭載されているカメラで写真を撮影することができます。撮影した写真は、契約者のマイページ(同一ネットワーク上の端末)から確認することが可能です。
遠隔対話機能	離れた場所から端末設備・サーバを介して他の契約者と遠隔対話することができます。離れた場所では、端末設備に搭載されているカメラが映した映像を見ながら、リアルタイムに会話が可能です。また、遠隔対話中に離れた場所から端末設備を動かすことも可能です。 ※ご利用には、WindowsPC等の端末と、専用アプリケーション(本サービスのホームページから無償でダウンロード可能)が必要です。端末の変更または追加については、当社のホームページに随時記載します。
プレゼンテーション機能	端末設備と、Microsoft Office PowerPointを組み合わせることで、端末設備がプレゼンテーションを実施します。 ※ご利用には、WindowsPC等の端末と、専用アプリケーション(本サービスのホームページから無償でダウンロード可能)が必要です。端末の変更または追加については、当社のホームページに随時記載します。

契約者管理機能	本サービスを利用するためのログインID、パスワードの発行を行います。
その他 (上記の付随サービス)	その他、上記に規定するサービスの利用に付随するサービスを提供いたします。サービスの詳細については、当社のホームページに随時掲載します。

最新の機能は、当社のホームページでご確認ください。

<https://flets.com/roboconnect/>

なお、上記機能を利用するにあたって、端末設備がサーバにアクセスする回数（音声認識・音声合成のアクセス回数）には下記のとおり、上限があります。

基本プラン	1の単位につき、「音声認識」・「音声合成」のアクセス回数上限は、それぞれ1日あたり1,000回、1ヶ月あたり10,000回。
対話回数追加オプション	1の単位につき、「音声認識」・「音声合成」のアクセス回数上限は、それぞれ1日あたり1,000回、1ヶ月あたり10,000回。 ※1の基本プランに対し、対話回数追加オプションは複数、追加可能です。追加したオプション数に応じて上記記載のアクセス回数上限値が追加されます。

### 3. 提供条件

本サービスを利用するための端末設備の推奨端末は以下のとおりです。

ロボット名称： Sota™	提供会社： ヴイストン株式会社	最新の推奨機種一覧については、弊社HPをご確認ください。 <a href="https://flets.com/roboconnect/">https://flets.com/roboconnect/</a>
------------------	--------------------	---

### 4. その他

端末設備に一度ライセンス適用設定を行った場合、再度、他の端末設備に同一のライセンスを用いてライセンス適用設定を行うことはできません。

別紙2 料金表

		【基本プラン】
初期費用	契約料	800 円/1 契約者ごと (税込価格 880 円)
	サーバ登録料	1,000 円/1 ライセンスごと (税込価格 1,100 円)
月額利用料 ※日割り計算はいたしません。		3,000 円/1 ライセンスごと (税込価格 3,300 円)
最低利用期間・解約金		最低利用期間は、ライセンスごとに、ロボコネクト（基本プラン）の提供を開始した日を含む月から起算して13ヶ月です。 最低利用期間内に、ロボコネクト（基本プラン）契約の解除またはライセンス数の変更があった場合は、最低利用期間内の月額料金総額（12ヶ月分）より、既に支払済みの月額料金総額を減じた額を、一括で支払っていただきます。 ※解約金は消費税の課税対象です。

		【対話回数追加オプション】 ロボコネクト基本プランの契約者について、 別紙1に定める機能を提供するオプション
初期費用（サーバ登録料）		1,000 円/1 ライセンスごと (税込価格 1,100 円) ※1 受付ごとに請求となります
月額利用料 ※日割り計算はいたしません。		2,000 円/1 オプションごと (税込価格 2,200 円)
最低利用期間・解約金		なし
備考		本オプションの提供を開始した日を含む月に解約する場合は、1ヶ月分の月額利用料の支払いを要します。 オプション数の変更を同月内に複数回実施した場合、当月内のもっとも高い料金を適用いたします。 解約の申出がない限り、翌月以降も本オプションは適用されます。

別紙3 当社が別に定めることとしている事項

第15条（著作権等）における当社が別に定める行為は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める行為	<p>以下の各号に規定する行為を禁止事項とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社若しくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</li> <li>(2) 他者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害している又は侵害するおそれのある行為</li> <li>(3) 他者を不当に差別、誹謗中傷又は侮辱し、他者への不当な差別を助長し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為</li> <li>(4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれの高い行為</li> <li>(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信、表示若しくはこれらを収録した媒体を販売する場合又はその送信、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為</li> <li>(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い場合又は未承認医薬品等の広告を行う行為</li> <li>(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為</li> <li>(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し又はこれを勧誘する行為</li> <li>(9) サーバその他の電気通信設備及び設備に蓄積された情報を不正に書き換え又は消去する行為</li> <li>(10) 他者になりすまして本サービスを利用する行為</li> <li>(11) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</li> <li>(12) 無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する場合又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる若しくはそのおそれのあるメールを送信する行為</li> <li>(13) サーバその他の電気通信設備及び設備の利用若しくは運営に支障を与える又は与えるおそれのある行為</li> <li>(14) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為</li> <li>(15) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童</li> </ul>

	<p>ポルノの提供、公文書偽造、殺人若しくは脅迫等をいいます。以下この欄において同じとします。)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為</p> <p>(16) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷若しくは虐待する画像等の情報その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信する行為</p> <p>(17) 性的表現、暴力的表現、出会い系サイトに係るものその他青少年の健全な育成を阻害する情報を送信する行為</p> <p>(18) 人を自殺に誘引若しくは勧誘している場合又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介している行為</p> <p>(19) 前各号のいずれかに該当している符号に対してリンクをはっている行為</p> <p>(20) 犯罪や違法行為に結びつく又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷又は侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、他者をして掲載等させることを助長する行為</p> <p>(21) ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用する行為</p> <p>(22) 本人の同意を得ずに個人情報を無断で収集する行為</p> <p>(23) セキュリティが確保されていない回線又はサーバ等の環境で個人情報を取得する行為</p> <p>(24) その他、公序良俗に違反し又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為</p>
--	--

第24条(料金の計算等)第2項における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
当社が別に定める場合	契約者が支払いを要する料金等の額に対して当社の請求に係る費用が過大となると見込まれる場合

第39条(債権の譲渡)における当社が別に定める場合は以下の通りです。

規定内容	別に定める内容
請求事業者	NTTファイナンス株式会社
当社が別に定める場合	以下のいずれかの場合とします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社が料金月によらず随時に計算し請求する場合</li> <li>・契約者のシステムに変更が必要となる等、契約者に支障が生じると当社が認めた場合</li> </ul>

#### 別紙4 個人情報、プライバシー情報の取扱い

##### 1. 当社が本サービスの提供に際し取得する情報について

- (1) 本サービスを利用して端末設備・サーバに対して発話した内容と、それに応じた端末設備・サーバの実行結果
- (2) 本サービスを利用して発話以外で端末設備・サーバに操作を働きかけた内容と、それに応じた端末設備・サーバの実行結果
- (3) 本サービスの起動状況
- (4) 本サービスの稼働状況
- (5) 本サービスのエラー状況

※上記各情報には、その日時、ライセンスが含まれます。

##### 2. 取得した情報の利用目的について

当社は、当社が取得した各種情報を、以下の目的のために利用・分析できるものとします。

- (1) 本サービスの提供のため
- (2) 本サービスの品質・機能等の改善のため
- (3) 本サービスの障害・不具合時の調査・対応のため
- (4) 新たな役務・商品等の開発のため
- (5) マーケティング活動のため

##### 3. 共同利用について

当社は、当社が取得した各種情報を、以下のとおり共同で利用します。

- (1) 共同して利用される情報  
前項1.に記載する情報
- (2) 共同利用に関する責任者  
当社
- (3) 共同利用者  
ヴイストーン株式会社（本サービスに必要な各種機能の提供元）
- (4) 共同利用する目的
  - ① 本サービスの提供のため
  - ② 本サービスの品質・機能等の改善のため
  - ③ 本サービスの障害・不具合時の調査・対応のため
  - ④ 新たな役務・商品等の開発のため
  - ⑤ マーケティング活動のため

#### 4. 第三者提供

NTT 東日本は、特定の個人が識別されない状態である各情報に限り、第三者に提供することがあります。

#### 5. 本プライバシーポリシーの変更

NTT 東日本は、このプライバシーポリシーの内容の全部又は一部を改定することがあります。改定した場合には、このホームページの掲載内容に反映すること等により公表します。

(実施期日)

このプライバシーポリシーは、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。